

事業譲渡につき通知公告

令和8年7月3日

株主各位

東京都中央区八重洲一丁目7番 20 号
ニチリョク株式会社
代表取締役 渡邊将志

当社は、令和8年6月29日開催の定時株主総会において、当社の連結子会社であるニチリョクライフケア株式会社(本店所在地:東京都中央区八重洲一丁目7番 20号)に対し、当社のグループ経営管理事業等を除く一切の事業を譲渡すること(以下「本事業譲渡」といいます。)を決議いたしましたので、会社法第 469 条第3項及び第4項の規定により公告します。

なお、本事業譲渡の効力発生日は令和8年8月1日を予定しております。

会社法第 469 条第1項に基づき、本事業譲渡に係る株式買取請求権を行使される株主の皆様は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、当社に対して、株式買取請求権を行使する旨並びに買取請求者の氏名又は名称、住所、株式買取請求に係る株式の数及び買取請求者の加入者口座コードを書面によりご通知ください。

かかるご通知に当たっては、株式買取請求に係る株式が記録されている振替口座を開設する口座管理機関に対して、以下に記載の買取口座に当該株式の振替申請を行うとともに、個別株主通知の申出の取次請求を行ってください。

振替先口座(買取口座)管理機関	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
口座名義人	株式会社ニチリョク
加入者口座コード	00288712893888000000

以上